

平成19年度ブロック大会において守る

会本部から説明された主な内容について

平成20年4月1日 山崎 記

1 児・者一貫体制の維持

【法律の見直しによって、18歳以上の重症者が現に入所している施設を移動しなければならない】という様な事態が生じないよ
うに。

2 「児・者一貫体制維持」の理由

- ① 重症心身障害児は、その障害が先天性であり、発達障害児である。
- ② 年齢が18歳になっても、ゆっくりと発達しているし、年少時の頃から継続して生じた身体変形や機能障害が現れる。
- ③ そのため、年少の発達期から継続した医師の診断が必要。さらに新たな発達障害医療も必要となる。
- ④ 障害児者は、何歳になっても療育的援助が求められ、医療・看

護に加えて保育的援助が重要。

3 障害程度区分について

障害者自立支援法の審議過程で、障害児については、以下の理由により検討課題とされた。

- 発育途上にあり、時間の経過と共に障害の状態が変化する。
- 通常必要となる育児上のケアとの区別が必要。
- 現段階では直ちに使用可能な指標が存在しない。

○ 守る会の意見

- ① 現行の障害程度区分の方法で、障害児の障害程度が判定できるか。
- ② 現行の調査項目は、高齢者の介護度を判定する仕組みに若干手を加えたもの。
- ③ 強度行動障害と同様に、重症児者の障害の程度が十分に反映されない虞がある。
- ④ 障害程度区分を導入するとした場合、適正に障害程度を反映するものとする必要がある。

4 実施主体の市町村移行について

○ 守る会の意見

① 医学、心理学等の専門的機能を有する児童相談所の機能が、

各市町村で確保できるか。

② 仮に、児童相談所が支援するとしても機能の弱体化による

サービス低下が懸念される。

5 施設体系の見直しについて

○ 守る会の意見

① 現行の自立支援法の体系に沿うよう見直しをすとしても、

18歳を超えた重症者が重症児施設から出なければならなくなるのか。

② 制度改正によって、施設を替わらなければならないような制

度改正はすべきではない。

③ 入所年齢の特例を設ける等により、児者一貫制度の維持を。

6 事業体系の見直しについて

○ 守る会の意見

①通園事業は、在宅の重症児者を支援する重要な事業。

② 濃厚な医療的ケアを必要とする重症者に対応できる事業の創設を望む。

③ これ等の者に対応できる職員配置を考慮した特別な単価設定が望まれる。

7 障害者自立支援法制定時に整理されていないもの（障害児）

①実施主体・・・都道府県、指定都市等から市町村へ

②三障害の一元化・・・障害種別ごとの施設体系から・・・

③障害程度区分・・・施設入所の場合

(以 上)